

5-14 施錠装置等

5-14-1 装備要件

専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車及び被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5tを超える自動車及び被牽引自動車を除く。）の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える制動装置を除く。）には、施錠装置を備えなければならない。（保安基準第11条の2第1項）

5-14-2 性能要件（視認等による審査）

(1) 自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は制動装置に備える施錠装置は、その作動により施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、①イ及び③の規定は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車には、適用しない。（保安基準第11条の2第2項関係、細目告示第170条第1項関係）

① 次に掲げる施錠装置の区分に応じ、それぞれ次に定める構造であること。

ア 制動装置以外に備える施錠装置にあつては、その作動により、施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させることができる構造

イ 制動装置に備える施錠装置にあつては、その作動により、当該自動車の車輪を確実に停止させることができる構造

② 堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造であること。

③ その作動中は、始動装置を操作することができないものであること。

④ 走行中の振動、衝撃等により作動するおそれがないものであること。

(2) 次に掲げる施錠装置であつてその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第170条第2項関係）

① 指定自動車等に備えられた施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた施錠装置

② 法第75条の2第1項の規定に基づき施錠装置の指定を受けた自動車に備える施錠装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた施錠装置又はこれに準ずる性能を有する施錠装置

(3) 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が2tを超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）に備えるイモビライザ（原動機その他運行に必要な装置の機能を電子的方法により停止させる装置をいう。）は、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして構造、施錠性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。この場合において、視認等によりイモビライザが備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（保安基準第11条の2第3項関係、細目告示第170条第3項関係）

① その作動により、原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させることができる構

造であること。

- ② 堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造であること。
 - ③ 走行中の振動、衝撃等により作動するおそれがないものであること。
 - ④ その作動により、制動装置の解除を妨げるものでないこと。ただし、空気圧解除式スプリングブレーキの解除を防止する形式のイモビライザにあっては、この限りでない。
 - ⑤ イモビライザの作動状態を表示する灯火は、緊急自動車の警光灯と紛らわしいものでなく、かつ、方向指示器又は車幅灯と兼用のものであってイモビライザの作動又は解除の操作を表示するものにあっては、その点灯又は点滅が3秒を超えないものであること。
- (4) 指定自動車等に備えられたイモビライザと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたイモビライザであって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、(3)の基準に適合するものとする。(細目告示第170条第3項関係)

5-14-3 欠番

5-14-4 適用関係の整理

4-14-4の規定を適用する。